

10・13集会妨害国賠を支援する会ニュース

発行 10・13集会妨害国賠を支援する会

共同代表 池田龍雄、伊藤成彦、斎藤貴男、信太正道、崔善愛、橋本 勝

連絡先：〒113-0033 東京都文京区本郷2-16-9-301

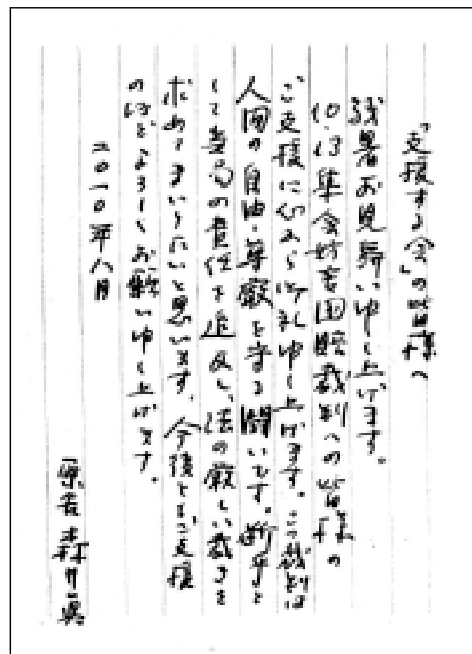
TEL 03-3868-6630 FAX 03-3868-6631

第5回裁判から第8回裁判の報告

「集会の自由の制約」を傲然と主張する被告を原告弁護団が追撃

昨年9月25日に原告の土屋公献弁護士（元日弁連会長）が亡くなられてまもなく1年になります。この間、原告と弁護団そして支援する会は、集会妨害国賠訴訟に勝利するために、力を合わせて頑張ってきました。

前号のニュース（2009年10月16日付）で報告して以降、第5回（2009年11月30日）、第6回（2010年2月15日）、第7回（同年4月19日）、第8回（同年6月14日）と、裁判が開かれてきました。このなかで被告（都＝警視庁）側は、集会参加者をビデオで盗撮したり60名余の公安刑事が集会場入り口前にたむろし参加者を監視・威圧したりしても、それは「革マル派に対する情報収集を目的とし」たものであり「集会の自由に何らかの制約が加わったとしても」違法ではない、などと居直ってきました。このような、革マル派が関わっていると警察がみただれば「集会の自由」すらふみにじってもかまわないという被告の主張にたいして、原告弁護団は、憲法で定められている「集会の自由」の保障の法理論的な意義を明らかにし、警察官の監視・威圧・盗撮などの行為の違憲性を鮮明にしてきました。さらに原告弁護団は、現憲法が



原告の森井眞先生から皆様へのお手紙

謳う「集会の自由の歴史的意義」をも訴えました。戦前には集会の自由が厳しく制限され集会にたいする規制・弾圧が苛烈になされたこと、この歴史的事実の反省に立って現憲法が「集会の自由」を保障しているという現代的な意義を明確にしたのです。

また、原告の森井眞氏が出廷し意見陳述をおこないました（第6回）。森井氏は、「会が革マル派に動かされているというのは全くの事実無根」であり、そのようなことを口実とした国家権力による「集会の自由」の侵害を断じて許さないと述べ、傍聴席から大きな拍手が湧きあがりました。

さらに原告弁護団は、「公務」をおこなう警察

第9回裁判と報告会のお知らせ

日時：2010年9月6日(月)

- 裁判 16:00～16:30頃
東京地方裁判所 705号法廷
(地下鉄霞ヶ関駅下車)
- 弁護団からの裁判報告会
裁判が終わり次第～17:30頃まで
弁護士会館 5階502E号室

官は必ずや報告文書類を作成しているはずであるから、適法な情報収集活動であるというのであればそれを法廷の場で明らかにせよと要求しました。これにたいして被告側は、文書は存在しないと言う他方で、「仮に存在したとしても」「警察の手の内をさらすことになり…重大な支障が生じる」などと居直ってきたのです。原告弁護団は裁判所に文書提出命令の申し立てをおこない、このように逃げ

回る被告をぐいぐいと追いつめています。

ところで、亡くなられた土屋公献先生の奥様が、この裁判の原告資格を引き継いでくださることになりました。これにより、今後この裁判の原告として、土屋先生のお名前が掲げられます。みなさん、これからも故土屋先生と共に、先生のご遺志を受け継いで、裁判の勝利をめざして頑張ろうではありませんか。

追悼 北野弘久先生



「10・13集会妨害国賠を支援する会」の共同代表として、この裁判に勝利するために尽力されてきた北野弘久先生(日本

大学名誉教授)が、去る6月17日に急性白血病のため逝去されました。享年79才でした。

北野先生は、当会の発足時から共同代表の一人として先頭で頑張っておられました。「2008年10・13怒りの大集会」の呼びかけ人として集会の成功に尽力された先生は、この集会にたいする公安警察の妨害を知るや、「戦後60

数年たった今も戦前の特高警察の根がまだ残っていることを示している。断じて許せない」と憤激されました。

ご自身の戦争体験から特高警察が跳梁することの「恐ろしさ」を訴え、また法学者として平和憲法を守りぬくことの大切さを熱烈に呼びかけられました。そして「何よりも今ここで行動を起こすことが大事です。こういう小さな行動をキチッと起こすことが平和憲法を守っていくことにつながっていきます」とこの裁判と市民運動の大切さを力説されたのでした。

私たちは、北野先生のご遺志を受け継ぎ、国家権力による「集会の自由」の侵害を許さず、必ずやこの裁判に勝利するために全力で頑張る決意です。北野弘久先生、安らかにお眠りください。そして、これからも私たちの闘いを見守ってください。

【北野弘久氏の第1回裁判の報告会でのあいさつ】

今日、森井眞先生の素晴らしい迫力ある心からの声を伺いまして、それだけで今日の裁判に参加した意義があったと私は思いました。法廷で拍手をすることはいけないんですが、傍聴者の大きな拍手を裁判長は阻止しませんでした。森井先生の心から訴える声が、それほど裁判長に響いたと思います。

私と伊藤成彦さんは同じ歳でして、戦争に行かなかった年代ですが、しかし戦争のことをよく知っている年代であります。旧制中学校では、軍事教官という配属将校がおりました。軍人勅諭も覚えさせられました。軍需工場に学徒勤労働員で配属された年代であります。

今回の公安警察による集会妨害は、日本は戦前の特高警察の根がまだ残っているということを示しています。公安警察が白昼公然と動いているということは、日本が、戦争についての犯罪の問題についていまだに総括していないからです。

なんといっても、今ここで行動を起こすことが大事です。この裁判を起こしたことも一つの行動です。こういう小さな行動をキチッと起こすことが平和憲法を守っていくことにつながっていきます。

国家権力は大変なものです。昔、特高警察は、学生の格好をしたり、労働者の格好をしたりして変装しているんです。今回盗撮をしていた警察官も警察官の服を着ていない。まさに憲法施行60数年の段階で、特高警察がまだおるといことなんです。非常に恐ろしいことです。

マスコミの方は、このことを是非大きく取り上げていただきたいと思います。(2009年2月23日)

10・13集会妨害国賠訴訟への絶大なる支援カンパをお願いします

振込先：郵便振替口座 00170 - 6 - 777598 加入者名「集会実行委員会」

※通信欄に「国賠支援カンパ」とお書き下さい。